

社 労 連 第 330 号
平成 29 年 6 月 6 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公 印 省 略)

**補佐人業務及び紛争解決手続代理業務に関する
実績調査の実施にかかる周知について（お願い）**

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第 8 次社労士法改正により、裁判所における補佐人制度の創設、個別労働関係紛争に関する民間型 ADR 機関において特定社労士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争目的価額の上限の引き上げなど、社労士の業務範囲の拡大と制度改善が図られました。

今般、当連合会では、全国の社労士が積極的かつ円滑に補佐人業務及び紛争解決手続代理業務に取り組める環境を確保すべく、社労士が関与した補佐人業務及び紛争解決手続代理業務の実績を把握し、今後、国会、政府、労使団体等関係者の更なる理解を得るための根拠とするとともに、その調査結果の分析に基づく組織的な対応を行うため、別添「補佐人業務及び紛争解決手続代理業務に関する実績調査 実施要領」に基づき調査を実施することといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員あて、実施要領にある別案を基に本調査についてご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査は量的・数値的な実績を把握するためのものですが、国会等の理解を得るためには、実績の「質」も重要な要素となると考えられます。このような事情を踏まえ、今後、本調査に基づき補佐人業務及び紛争解決手続代理業務に関し豊富な経験・実績を有し、本調査のヒアリングに同意いただいた会員に対して、当連合会からヒアリングを行うことがあることを申し添えます。

謹白

(担当：業務部企画課)